

協力型臨床研修病院の新規指定について

1 概要

臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に係る指定申請書を都道府県知事に提出しなければならない。また、都道府県知事が臨床研修病院を指定する場合は、医師法第16条の2第6項により、地域医療対策協議会の意見を聴いた上で、指定することとされていることから、その是非について審議するもの。

2 協力型臨床研修病院の新規指定申請

(1) 対象医療機関名

医療法人社団 晴緑会 宮崎医療センター病院

(2) 申請内容

宮崎医療センター病院から、基幹型臨床研修病院である宮崎大学医学部附属病院を経由して、協力型臨床研修病院の新規指定申請があったもの。

(3) 新規指定の目的

研修医の臨床研修環境を充実させ、宮崎大学卒後臨床研修プログラムの更なる充実を図るため。

3 事務局の対応方針案

医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令等に基づき、申請内容を別添のとおり審査したところ、指定基準を満たしていると認められることから、宮崎医療センター病院を協力型臨床研修病院として指定することとしたい。

4 協力型臨床研修病院の指定に係る今後のスケジュール（予定）

令和8年2月5日（本日）	宮崎県地域医療対策協議会において指定に係る審議
令和8年2月中旬	宮崎医療センター病院へ新規指定通知
令和9年4月1日	協力型臨床研修病院として研修開始

(参考：関係法令、通知)

○医師法（昭和 23 年法律第 201 号）〈抜粋〉

第16条の2 診療に従事しようとする医師は、二年以上、都道府県知事の指定する病院又は外国の病院で厚生労働大臣の指定するものにおいて、臨床研修を受けなければならない。

2～5 略

6 都道府県知事は、第一項の規定による指定をし、又は第四項の規定による指定の取消しをしようとするときは、あらかじめ、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の二十三第一項に規定する地域医療対策協議会（以下「地域医療対策協議会」という。）の意見を聴かななければならない。

7 都道府県知事は、前項の規定により地域医療対策協議会の意見を聴いたときは、第一項の規定による指定又は第四項の規定による指定の取消しに当たり、当該意見を反映させるよう努めなければならない。

○平成15年6月12日付け医政発第0612004号 厚生労働省医政局長通知 〈抜粋〉

第2 臨床研修省令の内容及び具体的な運用基準（法第 16 条の2第1項に規定する都道府県知事の指定する病院）

4 臨床研修病院の指定

(2) 協力型臨床研修病院の指定の申請

ア 協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者は、臨床研修を開始しようとする年度の前々年度の10月31日までに、当該病院に関する指定申請書（様式 A-1）を、基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行うこととなる病院の開設者を經由して基幹型臨床研修病院の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならないこと。

5 臨床研修病院の指定の基準

(2) 協力型臨床研修病院の指定の基準

都道府県知事は、協力型臨床研修病院の指定を受けようとする病院の開設者から指定の申請があった場合において、当該病院が次に掲げる事項に適合していると認めるときでなければ、協力型臨床研修病院の指定をしてはならないこと。

なお、アからクまでの各項目については、以下に特に定めるもののほか、(1)の各項目において示した内容に準じること。

ア 医療法施行規則第19条第1項第1号に規定する員数の医師を有していること。

イ 臨床研修の実施に関し必要な施設及び設備を有していること。

ウ 患者の病歴に関する情報を適切に管理していること。

エ 医療に関する安全管理のための体制を確保していること。

オ 適切な指導体制を有していること。

当該施設における臨床研修の実施を管理する研修実施責任者を配置していること。

カ 受け入れる研修医の数が、臨床研修を行うために適切であること。

キ 研修医に対する適切な処遇を確保していること。

ク 基幹型臨床研修病院として共同して臨床研修を行う病院が、(1)の基幹型臨床研修病院の指定の基準に適合していること。

協力型臨床研修病院の審査点検

病院名(協): 医療法人社団 晴緑会 宮崎医療センター病院

下記項目について、指定基準に基づいて審査点検を行い、その評価(適切(O)、不適切(X)、要検討・要改善・その他(Δ))を記入。

項目	評価	点検項目の基準
1. 今後の移転計画の有無	○	○)無 Δ)有→計画書追加提出(住所変更等有る場合には、移転後に変更届が必要であることを追加)
2. 医師(研修医を含む)の員数	○	○)標準数を満たしている ×)標準数を満たしていない。 常勤: 13名 非常勤(常勤換算): 0.44名 計: 13.44名 医療法による医師の標準員数: 10.42名 (不足 Δ 一名)
3. 研修に必要な設備		
研修医の宿舎	Δ	○)有、Δ)無→住宅手当等の支援状況を確認(基幹型臨床研修病院である宮崎大学医学部附属病院が同じ宮崎市内であるため、研修医の宿舎への支援なし)
研修医室	○	○)有、Δ)無
図書又は雑誌	○	○)有、Δ)無
医学教育用ビデオ等	Δ	○)有、Δ)無→研修医の自習用教材の有無を確認(基幹型臨床研修病院である宮崎大学医学部附属病院の設備を利用)
インターネット(文献データベースや教育用コンテンツ)が利用できる環境	Δ	○)有、Δ)無→研修医の自習用教材の有無を確認(基幹型臨床研修病院である宮崎大学医学部附属病院の設備を利用)
医学教育用シミュレーター(共同使用可)	Δ	○)有、Δ)無→研修医の自習用教材の有無を確認(基幹型臨床研修病院である宮崎大学医学部附属病院の設備を利用)
4. 病歴管理の責任者	○	○)有 ×)無
5. 医療安全管理体制		
安全管理者の配置 ※専従でなくとも可	○	○)有、×)無
安全管理部門の設置	○	○)有、×)無
患者からの相談に適切に応じる体制の確保	○	○)有、×)無
患者相談窓口に係る規約	○	○)有、×)無
医療に係る安全管理のための指針	○	○)有、×)無
医療に係る安全管理委員会の開催状況	○	○)年12回(月1回)程度開催されている ×)開催されていない
医療に係る安全管理のための職員研修	○	○)年2回以上開催されている ×)開催されていない
医療機関内における事故報告等の整備	○	○)有、×)無

(救急部門の研修を行う病院については記入) 救急部門での研修なし

項目	評価	点検項目の基準
6. 救急部門の有無		○)自院内に有 Δ)無→救急研修計画書(有・無)
救急医療の提供		○)救急告示病院の認定有 または 地域医療計画における救急医療機関 Δ)無→認定予定
救急医療の実施		○)初期救急に対応できる ×)初期救急に対応できない
救急症例件数(時間外含む)		救急取扱い件数 ○)年間5,000件以上 Δ)年間5,000件未満→救急一覧の提出を求め、到達目標達成状況を確認
救急専用診療(処置)室		○)有 ×)無
救急指導者の有無		○)確保できている ×)確保できていない

(産婦人科の研修を行う病院については記入) 産婦人科での研修なし

項目	評価	点検項目の基準
7. 分娩件数		分娩件数(正常分娩と異常分娩の合計件数)の基準 年間 ○)350件以上 又は 研修医1人当たり10件の症例がある場合 Δ)それ未満→症例一覧の提出を求め、到達目標達成状況を確認

(精神科の研修を行う病院については記入) 精神科での研修なし

項目	評価	点検項目の基準
8. 精神科の診療要員		○)精神保健福祉士等の診療要員が配置されている Δ)配置されていない→精神科研修カリキュラムの内容を確認